

糸島市

工事等事故報告要領

令和4年10月

【財政課契約検査係】

1 目的

この要領は、糸島市が発注する建設工事、建設業関連業務（公共工事にかかる地質調査、測量、設計等の業務）及び建設工事に類する業務（以下「工事等」という。）に関して発生した事故を迅速かつ適切に処理するため、工事等を所管する課（以下「所管課」という。）並びに受注者の、事故の報告等に関する手続について、必要な事項を定めるものとする。

※ 建設工事に類する業務：樹木剪定伐採業務、各種公共施設の点検・修繕・整備などの保守点検・維持管理業務 等

2 報告の対象

事故発生時の報告は、工事等の施工に関連する作業において発生した事故のうち、次に掲げるものを対象とする。

表－1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事等の作業が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷（入院又は通院加療を要するものをいう。以下同じ。）した事故）	工事等作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事等関係作業に起因して、工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故。または、資機材・工場製品輸送作業（福岡県公共工事共通仕様書 1-1-1-3 3 交通安全管理第 3 項に規定された交通安全等輸送計画に記載された作業（以下「輸送作業」という。））に起因して工事等関係者が、死亡あるいは負傷した事故。 ※ 工事等作業場：工事等を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。

	※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域
(2) もらい事故（工事等関係者以外の第三者（以下「第三者」という。）の行為が原因で、工事等関係者が死亡又は負傷した事故）	工事等区域において、工事等関係者以外の第三者の行為に起因して工事等関係者が死亡あるいは負傷した事故。
(3) 死傷公衆災害（工事等の作業が原因で、第三者を死亡又は負傷させた事故）	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して工事等関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故。
(4) 物損公衆災害（工事等の作業が原因で、市又は第三者の資産に損害を生じさせた事故）	工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故。
(5) その他（労働安全衛生規則第 96 条関係で報告が定められている事故等）	事業場又はその附属建設物内において、火災又は爆発の事故、その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故や不発弾が発見された場合など。

3 事故の報告

事故の報告様式は、事故の分類と報告様式（表－２）によるものとする。

【受注者がすべきこと】

受注者は、工事等において事故が発生したときは、救護等の対応を行うと共に、事故の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置を行った後、当該工事等の監督職員又は担当者（以下「監督職員等」という。）に対し、下記のとおり事故の報告を行うものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 受注者は、事故の状況を的確に把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡するとともに、監督職員等に対し、電話・FAX 等により、事故の発生を報告（第一報）する。報告は、「事故速報（第 報・最終）」（様式 1）により、行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、第一報（必要に応じ行った複数回の追加報告を含む）の報告を行った後、事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに、監督職員等に対し、「事故報告書」（様式 2）による最終的な報告を行うものとする。</p> |
|---|

【発注者がすべきこと】

監督職員等は、受注者より事故の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、速やかに、事故現場に向かうと共に、下記のとおり報告を行うものとする。

- (1) 監督職員等は、受注者から「事故速報（第報・最終）」（様式1）を受けた場合は、所管課長、契約担当課へ写しを提出する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長へ写しを提出する。また、被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある場合は、必要に応じ、危機管理担当課、広報担当課と即時公表について協議すること。
- (2) 監督職員等は、受注者から「事故報告書」（様式2）による事故の最終的な報告があった場合は、契約担当課へ写しを提出し、契約担当課は事故の内容が指名停止措置に該当する事案であるか又はその疑いがあるかを判断する。

「事故報告書」（様式2）は、事故の報告について、糸島市指名停止等措置規程第3条に規定する「事故等報告書」に該当するものとする。

表－2 事故の分類と報告様式

事故の分類	区分	事故速報 様式1	事故報告書 様式2	労働基準監督署 への報告
労働災害	休業日数 4 日未満	○	○	○
	休業日数 4 日以上			
もらい事故	休業日数 4 日未満	○	○	×
	休業日数 4 日以上			○
死傷公衆災害	休業日数 4 日未満	○	○	必要に応じ 報告
	休業日数 4 日以上			
物損公衆災害	軽微なもの ※注1	○	○	
	その他			
その他 ※注2	第9 6 条関係など	○	○	○

○：報告を要する、 ×：報告不要

※注1 「物損公衆災害」で報告を要する「軽微なもの」とは、第三者の資産に損害を与えた事故により、第三者の死傷に繋がる可能性がないもの。

ただし、第三者の死傷に繋がる可能性はないものの、水道管の破損や架空線の接触による切断などにより第三者（二次被災者）への被害や周囲への影響が大きい場合はその他に区分する。

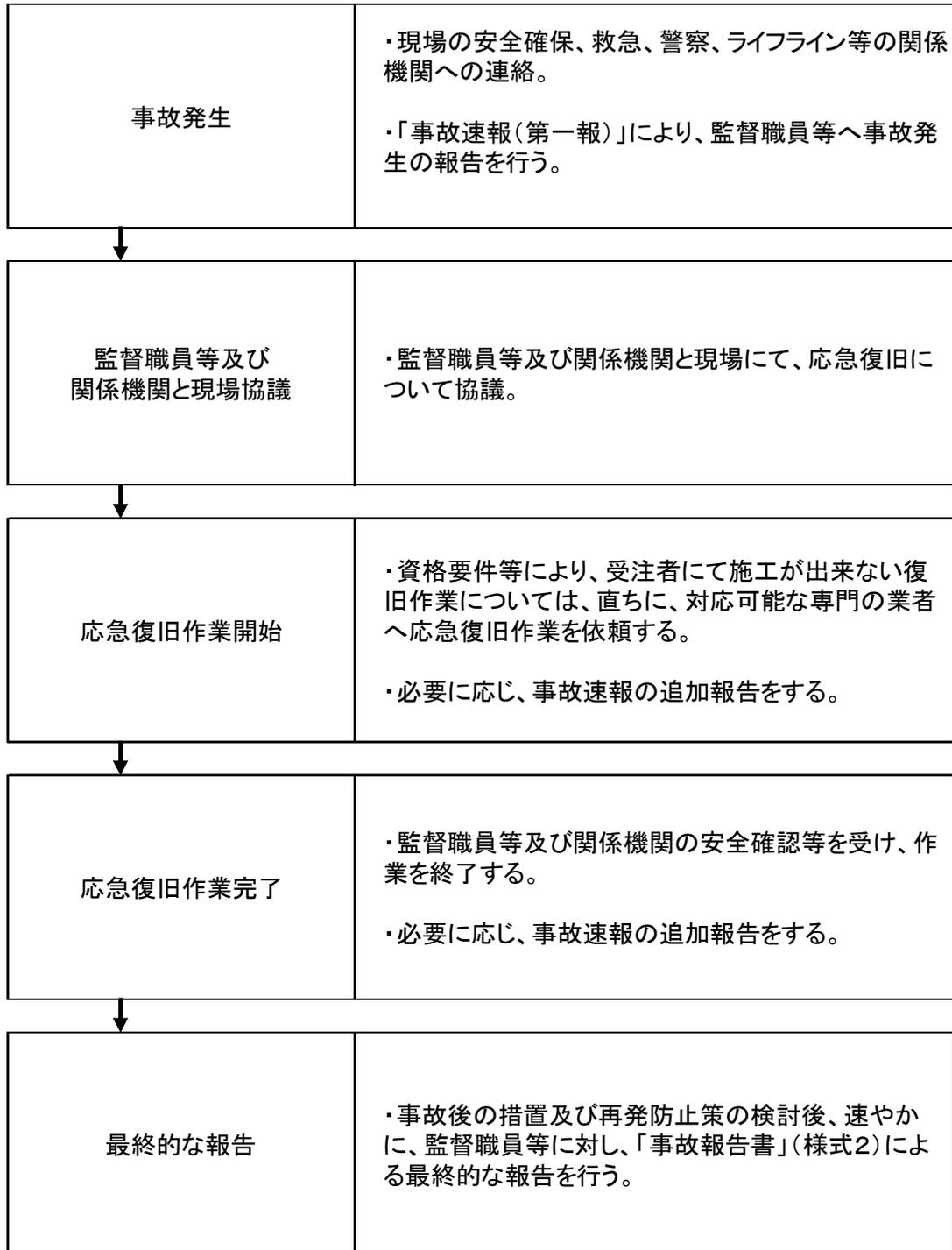
（例）水道管（給水管）などの破損で周囲への影響（断水等）が小さい場合（範囲が1件）は「軽微なもの」に区分する。それを超えるもの（配水管の破損など）については、「その他」に区分する。

※注2 「その他」で報告を要するものは、労働安全衛生規則第9 6 条関係で労働基準監督署への届出（報告）が必要なものや、不発弾の発見等報道による注意を促す必要があるものなど。

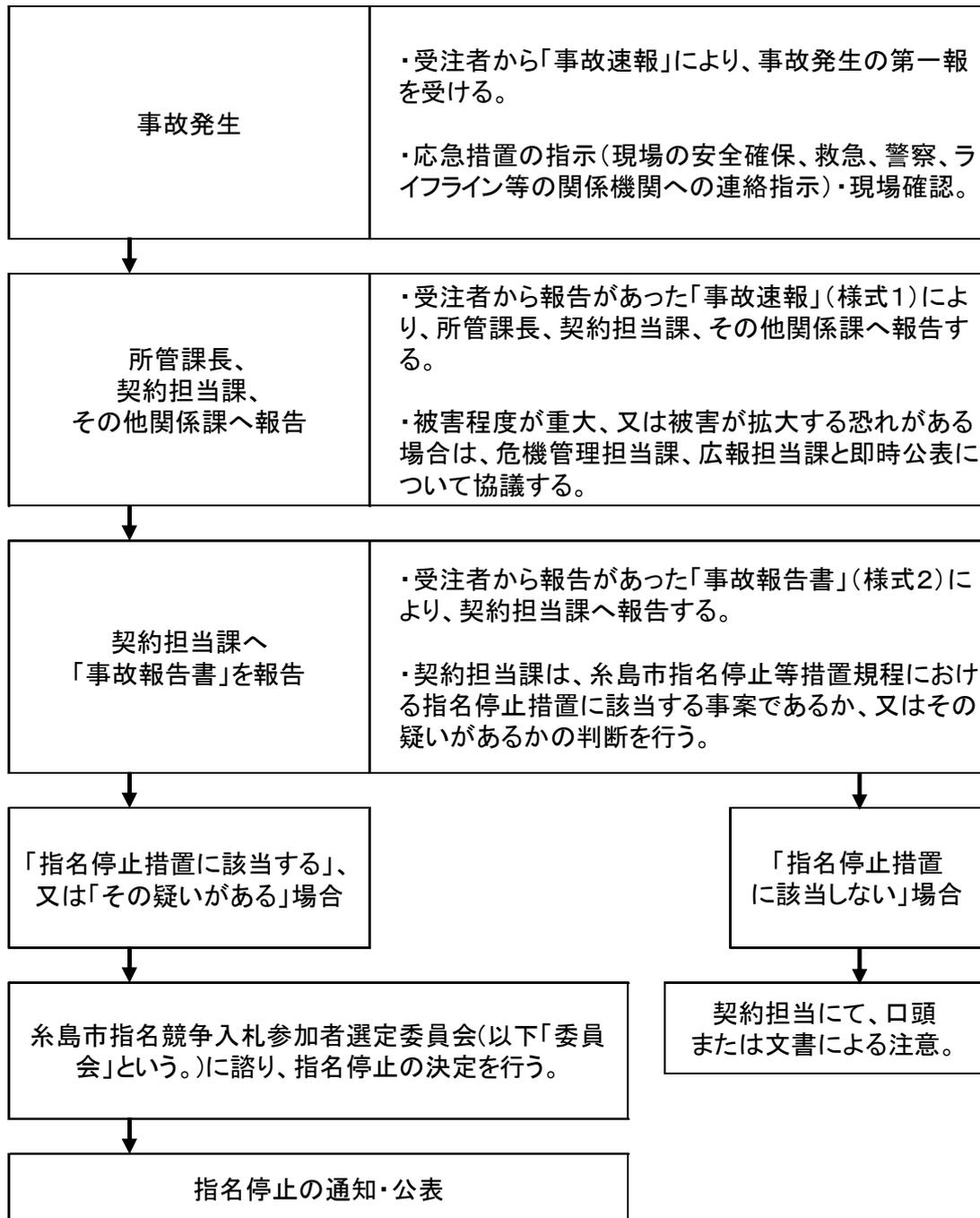
（例）クレーンのワイヤロープ切断に伴う事故など、労働基準監督署への届出（報告）を行う必要があるもの。

4 事故報告フロー

(受注者が行う手続き)



(発注者が行う手続き)



【参考】

糸島市指名停止等措置規程（抜粋）

（事故等の報告）

第3条 課長等は、その所管する市発注工事等に関し、[別表第1](#)から[別表第4](#)までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件に該当する事案が生じたときは、速やかに事故等報告書により、契約担当者に報告しなければならない。

（指名停止）

第4条 市長は、建設業者等が[別表](#)各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、糸島市指名競争入札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)に諮り、当該建設業者等に対して、情状に応じ、[同表](#)の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る建設業者等を指名してはならない。当該指名停止に係る建設業者等を現に指名しているときは、指名取消通知書により指名を取り消すものとする。

労働安全衛生規則（抜粋）

（事故報告）

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき

イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)

ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故

ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故

ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故

二 令第一条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき

三 小型ボイラー、令第一条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき

四 クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げるクレーンを除く。)の次の事故が発生したとき

イ 逸走、倒壊、落下又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

五 移動式クレーン(クレーン則第二条第一号に掲げる移動式クレーンを除く。)の次の事故が発生したとき

イ 転倒、倒壊又はジブの折損

ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断

- 六 デリック(クレーン則第二条第一号に掲げるデリックを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 倒壊又はブームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 七 エレベーター(クレーン則第二条第二号及び第四号に掲げるエレベーターを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 八 建設用リフト(クレーン則第二条第二号及び第三号に掲げる建設用リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープの切断
 - 九 令第一条第九号の簡易リフト(クレーン則第二条第二号に掲げる簡易リフトを除く。)の次の事故が発生したとき
 - イ 搬器の墜落
 - ロ ワイヤロープ又はつりチェーンの切断
 - 十 ゴンドラの次の事故が発生したとき
 - イ 逸走、転倒、落下又はアームの折損
 - ロ ワイヤロープの切断
- 2 次条第一項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあっては、当該報告書の記載事項のうち次条第一項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

※詳細は、[福岡労働局HP](#)をご確認ください。

事故速報（第 報 ・ 最終）

報告日時	年	月	日（ ）	時	分
報告者		受理者			

工事件名		受注者名	
工期		現場代理人	
請負金額		連絡先	

いつ	年	月	日（ ）	時	分頃	天候		
どこで								
だれ (何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他（例：落石等）							
原因者	氏名		住所					
	勤務先	下請の場合 次			連絡先		男・女	才
	備考							
どうした 時に 発生状況	1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと							
だれ (何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他（備考欄に記載）							
被災者	氏名		住所					
	勤務先	下請の場合 次			連絡先		男・女	才
	備考							
どう なった	1. 物損 2. 負傷 3. 死亡							
	傷病の 程度等							
	病院名		搬送手段	救急車 ・ 通勤用車両 ・ その他の車両				
周囲へ の影響	1. 多い 2. 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと							
	内容							
関係機関 への連絡 の有無	警察署		上下水道		道路管理者		県	
	労基署		九州電力		交通関係		その他	
	消防署		NTT		ガス関係			
添付資料	・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ その他（ ）							

※添付資料の該当に○印。

事故後の対応 (応急処置等)	
事故の原因	
監督課指示事項 (監督職員等が記入)	

※受注者の方へ：事故発生後、太枠欄の情報を至急確認しTEL等で通報して下さい。

その他は確認後の第2、3報、または、最終速報でよい。

事故速報（第 報 ・ 最終）

報告日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇) 〇〇時 〇〇分
報告者	〇〇 〇〇 受理者 〇〇 〇〇

工事件名	〇〇工事	受注者名	〇〇建設(株)
工期	R〇.〇.〇~R〇.〇.〇	現場代理人	〇〇 〇〇
請負金額	〇〇, 〇〇, 〇〇〇円	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

いつ	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 〇〇時〇〇分頃		天候	晴れ	
どこで	糸島市〇〇地内				
だれ (何が)	①. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他 (例: 落石等)				
原因者	氏名	作業員	住所		
	勤務先	〇〇	下請の場合 2次	連絡先	男・女 才
	備考				
どうした時に発生状況	①. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと				
内容	下水道管路布設のため、軽量鋼矢板を建込中に、水道管（給水管）を破損した。				
だれ (何が)	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 ④. その他 (備考欄に記載)				
被災者	氏名		住所		
	勤務先		下請の場合 次	連絡先	男・女 才
	備考	給水管			
どうなった	①. 物損 2. 負傷 3. 死亡				
傷病の程度等	破損した。				
病院名		搬送手段	救急車 ・ 通勤用車両 ・ その他の車両		
周囲への影響	1. 多い ②. 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと				
内容	破損した給水管の所有者宅（1軒）の水道が断水となった。				
関係機関への連絡の有無	警察署		上下水道		道路管理者 県
	労基署		九州電力		交通関係 その他
	消防署		NTT		ガス関係
添付資料	・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他 ()				

※添付資料の該当に○印。

事故後の対応 (応急処置等)	AM10:00 事故後、家の方に報告。即水道当番に連絡し、修理を依頼。 AM10:10 下水道・水道課に連絡。 AM10:30 給水管復旧開始。 AM11:00 給水管復旧完了。
事故の原因	給水管台帳と異なる箇所埋設してあり、埋設シートも無かったため、予測できなかった。
監督課指示事項 (監督職員等が記入)	

※受注者の方へ：事故発生後、太枠欄の情報を至急確認しTEL等で通報して下さい。

その他は確認後の第2、3報、または、最終速報でよい。

事故報告書

糸島市

課長 様

受注者名

印

工事等件名	名 称					
	契 約 金 額	円	工期等	～		
	現場代理人等氏名					
発生日時等	年 月 日 (曜日)		時 分頃	天候		
発生場所						
被災者 (被災物件)	氏名 (物件名)	年令	性別	職種	傷病等の程度	休業見込日数
	業者名又は勤務先				下請の場合 次	
	事務所又は自宅所在地					
事故発生状況						
事故の原因						
事故後の措置 (再発防止策)						
事故の分類	・労働災害 ・もらい事故 ・死傷公衆災害 ・物損公衆災害 ・その他					
周囲への影響	・大きい (多い) ・小さい (少ない) ・なし ・内容 ()					
添付資料等	・死傷病報告 (労基署提出分の写し) ・診断書 (写し) ・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・建築物の構造図等 ・埋設物位置図等 ・その他 ()					

- 備 考
1. 事故の分類については、該当するものに○をつけること。
 2. 周囲への影響については、影響範囲が1件の場合小さいとし、それを超えるものは大きいとする。
 3. 添付する書類を○で囲むこと。

事故報告書

糸島市

〇〇課長 様

受注者名

〇〇建設 (株)

印

工事等件名	名 称	〇〇〇工事				
	契 約 金 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	工期等	R〇.〇.〇~R〇.〇.〇		
	現場代理人等氏名	〇〇 〇〇				
発生日時等	令和〇年〇月〇日 (〇曜日) 〇時〇分頃				天候	晴
発生場所	糸島市〇〇地内					
被災者 (被災物件)	氏名 (物件名)	年令	性別	職種	傷病等の程度	休業見込日数
	〇〇 〇〇	〇〇	男	通行人	肋骨の骨折	〇日
	業者名又は勤務先					下請の場合 次
	事務所又は自宅所在地					
事故発生状況	<p>下水道取付管設置完了後、路盤で開放 (当初地盤高まで復旧) していた現場に窪み (深さ約 0.1m×幅約 0.5m×延長約 1.0m) ができていたため、走行中のバイクがその窪みにハンドルをとられて転倒した。</p> <p>4:30 事故発生 5:00 糸島警察署から糸島市へ通報 6:00 糸島市から受注者へ対応依頼 6:30 受注者による応急作業開始 8:00 応急作業完了</p>					
事故の原因	作業の進捗上、仮舗装まで行わず路盤のまま開放したことが原因で、その後の雨や車両通行等により、道路に窪みが生じたと考えられる。					
事故後の措置 (再発防止策)	事故発生現場及び工事範囲内の全ての路盤開放部分について、仮舗装を行うよう指示した。また、今後の掘削箇所については、即日仮舗装が可能な作業工程とし、必ず仮舗装をすべて完了してから開放するよう強く指導した。					
事故の分類	・労働災害 ・もらい事故 死傷公衆災害 ・物損公衆災害 ・その他					
周囲への影響	・大きい (多い) ・小さい (少ない) ・なし ・内容 ()					
添付資料等	・死傷病報告 (労基署提出分の写し) ・診断書 (写し) ・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・建築物の構造図等 ・埋設物位置図等 ・その他 ()					

- 備 考
1. 事故の分類については、該当するものに〇をつけること。
 2. 周囲への影響については、影響範囲が1件の場合小さいとし、それを超えるものは大きいとする。
 3. 添付する書類を〇で囲むこと。

実際には、早朝からの応急作業による騒音や交通規制により、周辺住民に対する影響 (周囲への影響) が想定されるが、ここでは、今回の事故箇所の原因による直接的な被災者・被災物件について記載する。